

令和4年度 月別・会場別講習等計画表 <松本会場>

区分	種目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023年1月	2023年2月	2023年3月	
実技講習	移動式クレーン運転士（つり上げ荷重5t以上）				6~11 (月~土)				10~15 (月~土)				13~18 (月~土)		
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転（機体質量3t以上）		11~15 (月~金)	16~20 (月~金)	6~10 (月~金)	4~8 (月~金)	1~5 (月~金)	5~9 (月~金)	10~14 (月~金)	7~11 (月~金)	5~9 (月~金)	16~20 (月~金)	13~17 (月~金)	13~17 (月~金)	
技能講習	車両系建設機械（解体用）運転（機体質量3t以上）			6 (金)		21 (木)		12 (月)		30 (水)		13 (金)		22 (水)	
	不整地運搬車運転（最大積載量1t以上）			23~24 (月~火)				25~26 (木~金)		17~18 (木~金)				1~2 (水~木)	
	高所作業車運転（作業床の高さ10m以上）		21~22 (木~金)	12~13 (木~金)	16~17 (木~金)	19~20 (火~水)	18~19 (木~金)	15~16 (木~金)	10/31~11/1 (月~火)	28~29 (月~火)	22~23 (木~金)	26~27 (木~金)	27~28 (月~火)	23~24 (木~金)	
講習	小型移動式クレーン運転（つり上げ荷重5t未満）	※松本会場 <small>で</small> 小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習（計5日間）の日程の初日から3日間となります。													
習	フォークリフト運転（最大荷重1t以上） ※赤字は休日講習		16~17→23~24 (土・日・土・日)	24~27 (火~金)	13~16 (月~木)	2~3→9~10 (土・日・土・日)	22~25 (月~木)	3~4→10~11 (土・日・土・日)	3~6 (月~木)	12~13→19~20 (土・日・土・日)	19~22 (月~木)	23~26 (月~木)	6~9 (月~木)	27~30 (月~木)	
			18~21 (月~木)		27~30 (月~木)	25~28 (月~木)		20~23 (火~金)		14~17 (月~木)			2/25~26→3/4~5 (土・日・土・日)		
	ショベルローダー等運転（最大荷重1t以上）			9~12 (月~木)						21~24 (月~木)					
セット講習	小型移動式クレーン運転（つり上げ荷重5t未満）+玉掛け（つり上げ荷重1t以上）セット講習		4~8 (月~金)		5/30~6/3 (月~金)			8/29~9/2 (月~金)	17~21 (月~金)		12~16 (月~金)		20~24 (月~金)		
	玉掛け（つり上げ荷重1t以上）+クレーン運転特別教育（つり上げ荷重5t未満）セット講習		25~29 (月~金)			11~15 (月~金)		26~30 (月~金)				5~6・10~12 (木~金・火~木)			
特別教育	クレーン運転（つり上げ荷重5t未満）		14~15 (木~金)	19~20 (木~金)	21~22 (火~水)		4~5 (木~金)	8~9 (木~金)		10~11 (木~金)	8~9 (木~金)		2~3 (木~金)	2~3 (木~金)	
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転（機体質量3t未満）			10~11 (火~水)	5月6日・5月9日 (金・月)		11~12 (木~金)	26~27 (月~火)			1~2 (木~金)			6~7 (月~火)	
	ローラー運転（無制限）		25~26 (月~火)					13~14 (火~水)				30~31 (月~火)			
	高所作業車運転（作業床の高さ10m未満）				23~24 (木~金)					2・4 (水・金)				8~9 (水~木)	
	フォークリフト運転（最大荷重1t未満）		27~28 (水~木)										1/31~2/1 (火~水)		
	巻上げ機（ウインチ）							29~30 (木~金)							9~10 (木~金)
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業		13 (水)		20 (月)		17 (水)		13 (木)		26 (月)		10 (金)		
安衛教	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育				24 (金)					25 (金)					
	はい作業従事者安全教育							20 (火)							

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別教育や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用を一部負担していただくことになります。

※小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転（機体質量3t未満）業務特別教育 5月10日~11日実施分は定員に達しましたので締切とさせていただきます。追加講習として5月6日（金）・9日（月）2日間 開催致します。